

供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示

平成九年三月十三日

通商産業省告示第百二十三号

改正 平成十二年九月二六日告示第五七四号

同 一二年一二月五日同第七〇一号

同 一七年三月一日同第四二号

同 二〇年五月三〇日同第一一六号

同 二八年一月二二日同第八号

同 二九年三月三十一日同第八六号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第十六条第二十号、第十八条第三号ワ、第二十一号及び二十二号、第四十四条第一号ル、ヲ及びカ並びに第五十三条第二号ヨの規定に基づき、供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示を次のように定める。

なお、特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（昭和五十五年通商産業省告示第百二十八号）及び特定供給設備及び消費設備に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十六年通商産業省告示第百八十二号）は、平成九年三月三十一日限り、廃止する。

#### （貯槽の沈下状況の測定）

第一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。

）第十六条第二十号の規定に基づく貯槽の沈下状況の測定は、一年に一回行うものとする。

#### （圧力計の設置等）

第二条 規則第十八条第三号ワ及び第五十三条第二号ヨに規定する圧力計は、すべての貯槽に次に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。

- 一 圧力計は、一年ごとに計量法（平成四年法律第五十一号）第百四十四条第一項の認定事業者が同法第百三十五条第一項の特定標準器による校正等をされた計量器を用いて同法第百四条第二項の規定により定められた圧力基準器に対応する期間内に校正を行った圧力計であつて当該圧力計と同じ種類の圧力基準器と同じ若しくはより高い精度のもの又は同法第七十二条の規定に基づく検定証印を付されている圧力計であつて検定に合格した後一年以内にあるもの（比較を行おうとする圧力計の比較のための適当な種類のものに限る。）と比較した場合における計量値の誤差が当該圧力計の目量の二分の一（一定間隔をもって断続的に指示又は記録をする装置を有する圧力計の場合にあつては通常用いられる測定範囲の最大値の千分の五）以内であること。ただし、毎年定期に同法第十六条第一項第二号イの検定を受けてこれに合格したものについては、この限りでない。

2 規則第十八条第三号ワ及び第五十三条第二号ヨに規定する安全弁はバネ式安全弁とし、すべての貯槽に設けなければならないものとする。

#### （地下室等の範囲）

第三条 規則第十八条第二十一号本文の告示で定める地下室、地下街その他の地下であつて液化石油ガスが充満するおそれがある場所（以下「地下室等」という。）は、次の各号に掲げるとおりとす

る。

一 地下街（延べ面積が千平方メートル以上のものに限る。）又は建築物の地階（地下街の各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（延べ面積が千平方メートル以上で、かつ、次のイからチまでに掲げる用途（以下「特定用途」という。）のいずれかに供される建築物（二以上の用途に供される建築物であつて、本条の規定するところにより、イからチまでに掲げる用途のいずれかに供される建築物となるものを含む。以下「特定用途建築物」という。）の地階、又は二以上の用途に供される建築物であつて、当該建築物の中に特定用途のいずれかに該当する用途に供される部分が含まれている場合における当該二以上の用途に供される建築物（この場合において、当該異なる二以上の用途のうち、一の用途で、当該一の用途に供される建築物の部分とその管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される建築物の部分の従属的な部分を構成すると認められるものがあるときは、当該一の用途は、当該他の用途に含まれるものとする。以下「特定複合用途建築物」という。）の地階のうち、特定用途に供される部分が存するもの（地階の面積の算定に当たっては特定用途に供される部分に限る。）の床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限る。以下「特定地下街等」という。）

イ 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類するもの

ロ キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類するもの

ハ 貸席及び料理飲食店

ニ 百貨店及びマーケット

ホ 旅館及びホテル

ヘ 病院、診療所及び助産所

ト 盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園

チ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの

二 地下室その他の地下（前号に掲げる特定地下街等を除く。）であつて次に掲げるもの（以下「特定地下室等」という。）

イ 特定用途建築物の地階で、床面積の合計が千平方メートル以上のもの

ロ 特定複合用途建築物の地階のうち、床面積の合計が千平方メートル以上で、かつ、特定用途に供される部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のもの

三 前二号に掲げる地下室等以外のもの（個別住宅の地下室を除く。）

（緊急遮断装置を必要としない地下室等の範囲）

第四条 規則第十八条第二十一号ただし書の告示で定める地下室等は、前条第二号及び第三号に掲げる地下室等とする。

（器具の設置方法）

第五条 規則第十八条第二十二号本文及び規則第四十四条第二号イ(12)の告示で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。

一 規則第十八条第二十二号イ、ロ及びハ並びに規則第四十四条第二号イ(12)(i)(ii)及び(12)(iii)の機器は、作動状況の確認、交換等が容易に行える位置に設置すること。

二 規則第十八条第二十二号ロ及び規則第四十四条第二号イ(12)(ii)の液化石油ガス用ガス漏れ警報器（以下「警報器」という。）は、第十三条に定める方法により設置されていること。

三 規則第十八条第二十二号ハ及び規則第四十四条第二号イ(12)(iii)の対震遮断器は、地震動以外

の震動により作動しない位置に設置すること。

第六条 規則第十八条第二十二号ただし書及び第四十四条第二号イ(12)ただし書の告示で定める場合は、第十二条各号の機器が設置されている場合とする。

第七条 削除

第八条 削除

(燃焼器の区分)

第九条 規則第四十四条第一号の告示で定める燃焼器の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 移動式燃焼器

二 前号に掲げる燃焼器以外の燃焼器

(末端ガス栓と燃焼器との接続方法)

第十条 規則第四十四条第一号の告示で定める方法は、次の各号のとおりとする。

一 末端ガス栓(過流出安全機構を内蔵するものを除く)と移動式燃焼器とは、次のイ、ロ又はハにより接続されていること。

イ 直接ねじにより接続されていること

ロ 金属管、金属フレキシブルホース又は液化石油ガス用継手金具付低圧ホース(以下単に「低圧ホース」という。)(屋内で使用する場合にあつては、ホース部分が鋼線で補強されているものに限る。以下、この条において同じ。)を用いてねじにより接続されていること。

ハ 両端にねじ又は迅速継手の付いた燃焼器ホース(ホース部分が鋼線で補強されたものに限る。以下、この条において同じ。)を用いてねじ又は迅速継手により接続されていること。

二 末端ガス栓(過流出安全機構を内蔵するものを除く)と前条第一号に掲げる燃焼器以外の燃焼器とは、次のイ又はロにより接続されていること。

イ 直接ねじにより接続されていること

ロ 金属管、金属フレキシブルホース、低圧ホース又は両端にねじ若しくは迅速継手の付いた燃焼器用ホースを用いてねじにより接続されていること。

三 過流出安全機構を内蔵する末端ガス栓と移動式燃焼器とは、次のイ、ロ、ハ又はニにより接続されていること。

イ 直接ねじにより接続されていること

ロ 金属管、金属フレキシブルホース又は低圧ホースを用いてねじにより接続されていること。

ハ 両端にねじ又は迅速継手の付いた燃焼器用ホースを用いてねじにより接続されていること。

ニ ゴム管を用いて接続され、接続部がホース部がホースバンドで締め付けられていること。

四 過流出安全機構を内蔵する末端ガス栓と前条第一号に掲げる燃焼器以外の燃焼器とは、第二号のイ又はロにより接続されていること。

2 前項の方法による接続において金属管を用いて接続するとき、接続具を用いることができない。(燃焼器と接続されないで設置されている末端ガス栓の設置方法)

第十一条 規則第四十四条第一号ただし書の燃焼器と接続されないで設置されている末端ガス栓の設置方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 安全機構を内蔵すること。

二 金属製の栓をねじにより接続すること。

(警報器を設置しなくてもよい燃焼器)

第十二条 規則第四十四条第一号カの告示で定める燃焼器は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 屋外に設置されているもの
- 二 第十条各号に掲げる方法により末端ガス栓と接続されているものであって、かつ、立ち消え安全装置が組み込まれているもの

三 常時設置されていないもの（第三条第一号イからチまでに掲げる施設又は建築物に設置されているものを除く。）

#### 四 浴室内に設置されているもの （燃焼器の設置方法）

第十三条 規則第四十四条第一号カの告示で定める燃焼器の設置方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 特定地下街等及び特定地下室等に係る燃焼器は、次に定める方法により設けられた警報器の検知区域に設置されていること。

イ 一体型の警報器又は一体型以外の警報器にあつては検知部（以下「検知部等」という。）は、燃焼器が設置されている室内であつて、壁面の次の（一）及び（二）に適合する点検に便利な場所（出入口付近等外部の気流が流通する場所、換気口等の空気吹き出し口から一・五メートル以内の場所、燃焼器の廃ガスに触れやすい場所等ガス漏れを有効に検知できない場所を除く。）に設置されていること。

（一）燃焼器から水平距離で四メートル以内に設置されていること。

（二）検知部等の上端は、床面の上方〇・三メートル以内の位置に設置されていること。

ロ 警報器の中継部が、次の（一）及び（二）に定めるところにより設置されていること。ただし、受信部から検知部等に至る導通の確認を行うことができる場合又は接続できる回線数が五以下の受信部にあつては、この限りでない。

（一）回線ごとに導通の確認を行うことができるように受信部と検知部等の間に中継部が設けられていること。

（二）その他中継部を設ける場合にあつては、中継部は点検に便利で、かつ、防火上有効な措置を講じた箇所に設置され、検知部等から発せられた信号を受信し、これを受信部に発信し、又は警報を発する装置等に発信することができるように設置されていること。

ハ 警報器の受信部（一級のものに限る。以下この号において同じ。）が、次の（一）から（七）までに定めるところにより設置されていること。

（一）検知部等又は中継部から発せられた信号を適確に受信して当該検知部等に係る警戒区域又は検知区域を表示できるように設置されていること。

（二）操作スイッチは、操作が容易な箇所に設けられていること。

（三）音響装置（ガス漏れ表示を行うものに限る。）の音圧及び音色が他の警報音や騒音と明らかに区別して聞き取れるよう設置されていること。

（四）保安状況を常時監視できる場所（中央管理室が設けられている場合は、当該中央管理室）に設置されていること。

（五）受信部が設置されている場所には、当該受信部と接続された検知部等に係る警戒区域又は検知区域の一覧図が備えられていること。

（六）受信部が設置されている場所には、次の（i）から（iii）までの基準に適合する音声によりガス漏れの発生を建築物等の関係者及び利用者に警報する装置（以下「音声警報装置」という。）が備えられていること。ただし、非常の場合に有効に作動できる放送設備が設置され

ている場合にあつては、その有効範囲内の部分について音声警報装置は設けられないことができる。

(i) 音圧及び音色は、他の警報音や騒音と明らかに区別して聞きとることができるものであること。

(ii) スピーカーは、各階ごとに、その階の各部分から一のスピーカーまでの水平距離が二十五メートル以下となるように設置されていること。

(iii) 一の特定地下街等又は一の特定地下室等に二以上の受信部が設置されているときは、これらの受信部があるいづれの場所からも作動させることができるものであること。

(7) 一の特定地下街等又は一の特定地下室等に二以上の受信部が設置されているときは、これらの受信部のある場所相互間で同時に通話することができる設備が設置されていること。

ニ 表示灯によりガス漏れの発生を通路にいる建築物等の関係者に警報する装置（以下「ガス漏れ表示灯」という。）が、次の(1)及び(2)に定めるところにより設置されていること。ただし、一の警戒区域が一の店舗等からなる場合及び検知部等若しくは中継部から発せられた信号を適確に受信して当該検知部等に係る検知区域を表示できるよう受信部が設置されている場合にあつては、ガス漏れ表示灯を設けないことができる。

(1) 検知部等の設置される店舗等が通路に面している場合にあつては、店舗等ごとに当該店舗等の通路に面する部分の出入口付近に設置されていること。

(2) 前方三メートル離れた箇所であつて点灯していることが明らかに識別できるよう設置されていること。

ホ 音響によりガス漏れの発生を検知区域において建築物等の関係者に警報する装置（以下「検知区域警報装置」という。）が、当該検知区域警報装置から前方一メートル離れた箇所であつて七十デシベル以上となるよう設置されていること。ただし、警報機能を有する検知部等が設置されている場合及び機械室等常時人がいない場所に検知部等が設置されている場合にあつては、検知区域警報装置を設けないことができる。

へ 配線は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。

(1) 常時開路式の検知部等の信号回路は、容易に導通試験をすることができるように当該回路の末端に終端器が設けられているとともに、一の回路に一の検知部等を接続する場合を除き、送り配線であること。

(2) 電源回路と大地の間及び電源回路の配線相互間の絶縁抵抗は、直流五百ボルトの絶縁抵抗計により測定した値で、電源回路の対地電圧が百五十ボルト以下の場合には〇・一メガオーム以上、電源回路の対地電圧が百五十ボルトを超える場合は〇・二メガオーム以上、検知部等回路及び附属装置回路（それぞれの電源回路を除く。）と大地との間及びそれぞれの回路の配線相互間の絶縁抵抗は、警戒区域又は検知区域ごとに直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値で〇・一メガオーム以上であること。

(3) 次の(i)及び(ii)に掲げる回路方式が用いられていないこと。

(i) 接地電極に常時直流電流が流れる回路方式

(ii) 検知部等又は中継部が接続される回路と他の設備（当該設備が接続されたことによりガス漏れ信号の伝達に影響が及ばないものを除く。）の回路と同一の配線を共用する回路方式

方式

ト 電源は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。

(1) 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線からとられていること。

(2) 警報器の電源たる蓄電池又は交流低圧屋内幹線からの当該電源のための配線は、当該配線以外の配線が分岐されていないこと。

(3) 電源の開閉器には、警報器用のものである旨が表示されていること。

チ 非常電源は、蓄電池設備であつて、当該設備を用いて警報器を十分間以上にわたり、二回線を有効に作動させるとともにその他の回線を監視状態におくことができる容量を有するものが設置されていること。ただし、警報器の予備電源又は蓄電池設備を用いて一分間以上にわたり二回線を有効に作動させるとともにその他の回線を監視状態におくことができる場合にあつては、有効に作動する自家発電設備によることができる。

リ 警報器は、検知部等及び受信部の標準遅延時間の合計が六十秒以内になるよう設置されていること。

又 警報器は、次の(1)及び(2)に掲げる場合に受信部においてガス漏れ表示と同様な表示を行わないよう設置されていること。

(1) 配線の一に地絡その他当該警報器に係る電圧又は電流が変化した場合

(2) 振動又は衝撃を受けた場合

ル 警報器の警戒区域は、次の(1)及び(2)に定めるところによること。

(1) 一の警戒区域の面積は、六百平方メートル以下となるように設けられていること。ただし、当該警戒区域内のガス漏れ表示灯が通路の中央から容易に見通すことができる場合にあつては、千平方メートル以下となるよう設けることができる。

(2) 一の警戒区域は、一の階に設けられていること。ただし、一の警戒区域の面積を五百平方メートル以下とする場合にあつては、一の階にわたつて設けることができる。

二 前号に掲げる地下室等以外の地下室等及び規則第八十六条各号に掲げる施設若しくは建築物（地下室等を除く。）に係る燃焼器（第十二条に規定する燃焼器を除く。）は、前号イ及びホに掲げる方法により警報器の検知区域に設置されていること。

（常時監視する必要がある地下室等）

第十四条 規則第四十四条第一号カの告示で定める地下室等は、第三条第一号及び第二号に掲げる地下室等とする。

附 則

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

附 則「平成二二年九月二六日告示第五七四号」

この告示は、平成二二年十月一日から施行する。

附 則「平成二二年二月五日告示七〇一号」

この告示は、交付の日から施行する。

附 則「平成一七年三月一日告示第四二二号」

この告示は、平成一七年四月一日から施行する

（平成二十年五月三十日告示第百十六号は、平成二十年五月三十日から運用する。）

附 則「平成二八年一月二二日告示第八号」

告示第八号は液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示等の細目を定める告示等の一部を改正する告示

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則「平成二十九年三月三十一日告示八六号」

(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（以下「旧告示」という。）第八条第四号ロに規定するゴム管（その両端が迅速継手により接続できるものに限る。）、第五号に規定する塩化ビニルホース及び第六号ハに規定する過流出安全機構を内蔵する接続具の材料及び構造については、平成三十四年四月一日までの間は、なお従前の例によることができる。

第三条 この告示の施行の際、現に旧告示第十条第一号イ、第二号イ、第三号及び第四号の液化石油ガス用継手金具付低圧ホースであつて、ホース部分が鋼線で補強されていないものが屋内で使用されている場合にあつては、なお従前の例によることができる。

第四条 この告示の施行の際、現に旧告示第十条第一号ロに規定する両端に迅速継手の付いたゴム管又は両端に迅速継手の付いた塩化ビニルホース、第二号イに規定する両端に迅速継手の付いたゴム管又は両端に迅速継手の付いた塩化ビニルホース、同号ロに規定する塩化ビニルホース（その両端にゴム継手の付いたものに限る。）及び第四号に規定する両端に迅速継手の付いたゴム管又は両端に迅速継手の付いた塩化ビニルホースを用いた末端ガス栓と燃焼器との接続については、平成三十四年四月一日までの間は、なお従前の例によることができる。